

# 1人当たり6千円の 家計支援給付金を支給します



「支給のお知らせ」が届いた人	原則、手続きは不要です。お知らせに記載の口座へ、6月下旬に振り込みます。
「支給確認書」が届いた人	申請手続きが必要です。書面の内容を確認し、記載されている二次元コードから手続きしてください。郵送でも手続きできます。不備等がなければ受付後約1カ月で原則世帯主の口座に振り込む予定です。 ※申請期限：8月31日(月) 消印有効

DV等の理由で本市に避難している場合などは、通知が届かなくても対象になる場合があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食料品価格等の物価高騰による影響を受けている市民に対して、1人当たり6千円を支給します。対象世帯には、5月末頃から「支給のお知らせ」か6月中旬から「支給確認書」を順次発送します。申請には期限がありますので、届いたら早めにご確認ください。

■対象者 令和8年4月1日時点で八幡市の住民基本台帳に登録されている市民

■金額 1人当たり6千円  
※世帯の人数分をまとめて原則世帯主の口座に振り込みます。

☎福祉総務課家計支援給付金担当 (☎981-3500)

## 水道料金を減免

5月検針分より普通給水契約者の水道料金を2期(4カ月)分減免します。なお、この減免において、手続きは不要です。

- 減免額 1期(2カ月)あたり 2,300円(税抜き)
- 減免対象期間
  - ▶奇数月検針の地区 5、7月検針分(3月～6月使用分)
  - ▶偶数月検針の地区 6、8月検針分(4月～7月使用分)

※減免期間中に水道の使用を開始または中止した場合は、使用期間分について減免します。  
※集合住宅などにお住まいの人で管理会社などへ水道料金をお支払いしている人は、管理会社などへ確認してください。

☎経営課 (☎983-5216)

## 基幹相談支援センターを 新たに設置しました

八幡市基幹相談支援センター803・ 障がい者生活支援センター803 (はちまんさん)	電話：983-8039
相談支援事業所Tomari(トマリ)	電話：972-2028

4月に「八幡市基幹相談支援センター803(はちまんさん)」を設置しました。基幹相談支援センターは地域における障がいに関する相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援事業所や関係機関へ専門的な指導や助言等を行う機関であり、社会福祉法人ディアレストが運営します。実施場所は地域生活

支援拠点「はなみずき」(八幡女郎花30-1)です。なお、障がいのある人の生活上のさまざまな相談に関するサービスの利用支援、情報提供等については、引き続き「障がい者生活支援センター803(はちまんさん)」、(成人)、「相談支援事業所Tomari(トマリ)」(児童)をご利用ください。

☎障がい福祉課 (☎983-2129、FAX981-8080)

## 令和8年7月から 市役所開庁時間を試行的に変更します



開庁時間の  
変更について

「職員の働き方改革」と併せて、各種手続きのオンライン化や記入負担の軽減、窓口サービスの質の向上などを進めるため、試行的に開庁時間(窓口受付時間/電話受付時間)の短縮を実施します。

- 実施時期
  - 試行期間 = 7月1日(水)から9月30日(水)まで
  - 本格実施 = 10月1日(木)から(予定)

- 開庁時間  
午前9時～午後4時30分※変更前は午前8時30分～午後5時15分。
- 対象施設  
市役所本庁舎、分庁舎(上下)

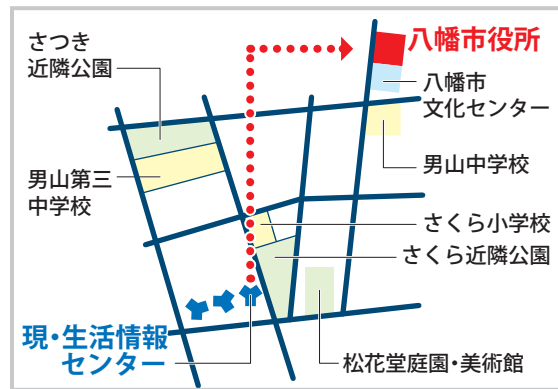
水道部)、別館(環境事務所)、旧八幡東小学校(こども未来部文化財課)  
※本庁舎の開閉時間と職員の勤務時間に変更はありません。詳細は上記二次元コードからホームページをご確認ください。

☎政策企画課 (☎983-1004、FAX983-3593)

## 令和9年1月から 生活情報センターが移転します

生活情報センターは、暮らしの中で起こるさまざまな消費者トラブルについて、周知・啓発を行うと共に、市民の皆さんからの相談に、公的資格を持つ相談員が解決に向けて、助言やあっせんを行っています。  
令和9年1月より、生活情報センター機能の強

化を図るため、現在、業務を行っている男山団地B51棟1階から市役所本庁舎2階へと移転します。令和9年1月以降の相談は市役所本庁舎2階へお越しください。また、併設されていた地域窓口も令和9年1月より、男山公民館に移転します。



☎生活情報センター (☎983-8400)